

「あそん里短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。(介護保険事業所番号 4372700817)

当施設は、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当施設の入所は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 治誠会
- (2) 法人所在地 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2365番地
- (3) 電話番号 0967-22-1511 0967-22-5150
- (4) 代表者氏名 理事長 高森 薫生
- (5) 設立年月日 昭和57年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所(介護保険事業所番号 4372700817)
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 あそん里短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2365番地
- (5) 電話番号 0967-22-1511
- (6) 事業所長(管理者)氏名 上田 智雄
- (7) 当施設の運営方針 施設利用者個々の人格・人権を尊重すると共に、心身の状況に応じた適切な介護、及び指導を行い、安心して日常生活を営むことができるよう援助する。
- (8) 開設年月日 平成8年6月1日
- (9) 利用定員 10人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への住居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室の状況

	室・数	床面積
1人部屋 2人部屋 3人部屋 4人部屋	室 1 2	m ² 19.72 69.27
計	3 室	88.99 m ²

設 備

	室数	床面積		室数	床面積
居室	室	m ²	厨房	室	m ²
食堂	20	590.11	栄養士室	1	72.23
(機能回復訓練室含む)	1	304.65	食品庫	1	4.73
1階会議室			事務室	1	11.60
2階会議室	1	27.80	湯沸室	1	61.04
浴室	1	71.68	宿直室	1	8.10
洗面所	1	42.00	寮母室	1	17.15
便所	各居室に設置		理容室	1	34.25
汚物処理設備	4	81.34	洗濯室	1	9.88
医務室	4 便所を含む		脱衣場	1	48.62
看護婦室	1	23.52	倉庫	1	17.09
家族宿泊室	1	14.84		5	151.32
霊安室	1	14.40			
	1	14.40			

※上記は、厚生省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必要が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) (職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

施設長 (管理者)	1名
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	17名以上
生活相談員	1名以上
看護職員	2名以上
医師 (非常勤)	1名以上
管理栄養士	1名以上
事務員	2名
介護支援専門員	1名以上

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 1名 8:30~17:00の間
2. 介護職員	早出 7:30~16:00
	日勤 8:30~17:00
	遅出 12:00~20:30
	夜勤 16:40~翌9:30 (2名)
3. 看護職員、生活相談員、栄養士、事務	日勤 8:30~17:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

料金については別紙料金表を参照

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週3回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護師が、健康管理を行います。
- 利用者本人に体調不良等みられた場合、ご家族様への連絡を行い、状態説明をします。夜間帯(17:00～翌 8:30)も看護師への連絡を行う状況の場合は、同報告を時間問わずご連絡をいれさせていただきますことをご了承ください。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活をおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額をご契約者の負担となります

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には高熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

（3）料金のお支払い方法

利用料金は、サービス終了時にご利用期間分の合計金額をお支払いください。

ア.窓口での現金支払い

イ.下記指定口座への振り込み

銀行 熊本銀行 宮地支店 普通預金 2059699
口座名義人 社会福祉法人 治誠会 理事長 高森 薫生

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ・利用予定期間の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。
- ・サービス利用の変化・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 介護事故発生時の対応

別紙「介護事故防止対策規程」をご参照ください。

当施設で介護事故が起きた場合には速やかに対応いたします。

7. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

8. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

別紙「あそん里 福祉サービスに関する苦情解決規程」をご参照ください。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

生活相談員 坂本 大樹

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2365番地

TEL 0967-22-1511

FAX 0967-22-5155

○ 受付時間 常時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

阿蘇市役所 保険課

所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1

電話番号 0967-22-3111

FAX 0967-22-4577

国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情(相談)窓口

所在地 熊本県熊本市健軍2丁目4番10号

電話番号 096-214-1101

FAX 096-214-1105

熊本県社会福祉協議会

所在地 熊本県熊本市南千反畑町3番7号

電話番号 096-324-5454

FAX 096-355-5440

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

あそん里 短期入所生活介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住所

氏名

印

